ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十六年一月三十日

関東経済産業局長　安藤　久佳

一　件名　青梅ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十六年二月二十日　午後二時から

三　場所　青梅商工会議所　第二会議室（東京都青梅市上町三百七十三番地の一）

四　事案の要旨

1　一般ガス供給約款の変更（総括原価の見直しによる料金改定）

2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び青梅ガス株式会社（東京都青梅市新町八丁目八番地の十三）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「青梅ガス株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十六年二月六日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「青梅ガス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十六年二月六日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

青梅ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　告

諸　事　項

税理士懲戒処分公告

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成26年１月21日から２月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成 26 年１月 30 日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　浅野　芳郎　昭和23年１月１日生
税理士名簿登録番号　第87291号
税理士事務所　愛知県清須市新清洲２丁目９番地13千成ソミュール清洲
住所　岐阜県羽島市小熊町内粟野6051番地

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成26年１月20日から４月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成 26 年１月 30 日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　井形　國廣　大正15年５月19日生
税理士名簿登録番号　第54815号
税理士事務所　福岡県福岡市西区姪浜駅南１丁目７番７号
住所　福岡県福岡市西区姪浜駅南１丁目７番７号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成26年１月20日から４月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成 26 年１月 30 日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　入澤　幸司　昭和30年３月17日生
税理士名簿登録番号　第113954号
税理士事務所　東京都品川区南大井６―17―７正栄プラザ909号
住所　埼玉県さいたま市大宮区天沼町１丁目334番地６

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成26年１月20日から２月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成 26 年１月 30 日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　江尻　哲久　昭和26年10月５日生
税理士名簿登録番号　第43459号
税理士事務所　東京都新宿区下落合２―14―33
住所　東京都新宿区下落合２丁目14番33号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成26年１月21日から２月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成 26 年１月 30 日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　大島　康司　昭和８年10月13日生
税理士名簿登録番号　第97024号
税理士事務所　東京都中野区本町４丁目７番14号ピアクレスト101号室
住所　茨城県取手市新取手三丁目５番22号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成26年１月22日から２月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成 26 年１月 30 日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　大塚　孝雄　昭和19年３月13日生
税理士名簿登録番号　第33310号
税理士事務所　大阪府大阪市北区中崎１丁目９番６号
住所　大阪府大阪市北区中崎１丁目９番６号

下記の者にっいては、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び第46条の規定に基づき、平成26年１月27日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成 26 年１月 30 日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　奥村　一一　昭和４年12月10日生
税理士名簿登録番号　第103083号
税理士事務所　愛知県名古屋市東区筒井３丁目17番13号ＶＩＰ・Ｙビル103号
住所　愛知県名古屋市千種区丸山町２丁目８番地第１かおる荘201号